

LESSAR 使用許諾特約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（定義）</p> <p>本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」</p> <p>スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有したクラウド型のソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。</p> <p>① LESSAR Free</p> <p>② LESSAR Entry</p> <p>③ LESSAR Standard</p> <p>④ LESSAR Light</p> <p>⑤ LESSAR Limited</p> <p>～以下省略～</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」</p> <p>スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有したクラウド型のソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。</p> <p>① LESSAR Free</p> <p>② LESSAR Entry</p> <p>③ LESSAR Standard</p> <p>④ LESSAR Light</p> <p>⑤ LESSAR Limited</p> <p>⑥ <u>LESSAR for Cloud Circus Creative Pack</u></p> <p>～以下省略～</p>
<p>第4条（第三者のAR マーカー等の登録等）</p> <p>～中略～</p> <p>2. ラボと以下の各号の本ソフトウェアの契約を締結したお申込者は、第三者からの依頼に基づき、当該第三者の指定するためにAR マーカー及びAR コンテンツを、本ソフトウェアに登録することが「できる」とします。また、以下の各号の本ソフトウェアのお申込者は、AR マーカーを付した印刷物又はWeb サイト等を制作して、当該印刷物等を第三者に対して、販売、賃貸、譲渡等の処分をすることが「できる」とします。</p> <p>① LESSAR Light</p> <p>② LESSAR Limited</p>	<p>第4条（第三者のAR マーカー等の登録等）</p> <p>～中略～</p> <p>2. ラボと以下の各号の本ソフトウェアの契約を締結したお申込者は、第三者からの依頼に基づき、当該第三者の指定するためにAR マーカー及びAR コンテンツを、本ソフトウェアに登録することが「できる」とします。また、以下の各号の本ソフトウェアのお申込者は、AR マーカーを付した印刷物又はWeb サイト等を制作して、当該印刷物等を第三者に対して、販売、賃貸、譲渡等の処分をすることが「できる」とします。</p> <p>① LESSAR Light</p> <p>② LESSAR Limited</p>

LESSAR 使用許諾特約 新旧対照表

	③ LESSAR for Cloud Circus Creative Pack
2018年10月2日施行 2019年5月17日改訂 スターティアラボ株式会社	2018年10月2日施行 2019年5月17日改訂 <u>2020年6月25日改訂</u> スターティアラボ株式会社

以上